

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 告 示

ページ

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】2
- 業務委託契約に係る一般競争入札の公告【総務局情報政策部情報政策課】3
  
- ◇ 市選挙管理委員会
- 令和3年1月31日執行予定の北九州市議会議員一般選挙に用いる投票用紙の様式【行政委員会事務局選挙課】6
- 令和3年1月31日執行予定の北九州市議会議員一般選挙に用いる仮投票用封筒、不在者投票用外封筒、郵便等による不在者投票用外封筒及び特定国外派遣隊員の不在者投票用封筒に押すべき印【行政委員会事務局選挙課】8
- 教育長又は委員の解職請求並びに合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数【行政委員会事務局選挙課】9

北九州市公告第40号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和3年1月26日

北九州市長 北橋健治

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市八幡西区野面一丁目2381番3から2381番6まで、2382番1、2382番2、2383番1、2383番4のうち、2384番1から2384番31まで、2391番1及び2391番3から2391番38まで	新潟県新潟市中央区一番堀通町3番地10 株式会社福田組 代表取締役社長 荒明正紀

## 北九州市公告第41号

一般競争入札により、業務委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年1月26日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 委託内容

- (1) 業務名 令和2年度第3回マイナポイント活用促進広報業務
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和3年3月31日まで
- (4) 入札方法

ア 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

イ 郵送による入札を認める。

ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

エ 入札執行回数は、2回を限度とする。

オ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市総務局情報政策部情報政策課

イ 期間 この公告の日から令和3年2月4日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札関係資料の交付方法 この公告の日から電子メールにより無償で交付する。交付を希望する場合は、前号イの期間に北九州市総務局情報政策部情報政策課に連絡すること。

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 入札に参加するための要件等

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。

イ 入札参加申込みは、所定の様式を持参又は郵送することにより行わなければならない。

(5) 入札参加申込書を提出する場所及び期間

ア 場所 第1号アの場所と同じ

イ 期間

(ア) 持参の場合

この公告の日から令和3年2月4日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(イ) 郵送の場合

書留郵便で令和3年2月4日午後5時までに必着のこと。

(6) 競争入札参加資格確認結果の通知 令和3年2月5日までに通知する。

(7) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便で令和3年2月8日午後5時までに必着のこと。なお、郵送以外による入札書の事前提出は認めない。

(8) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

小倉北区役所庁舎西棟3階304会議室

イ 日時 令和3年2月9日午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札金額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市総務局情報政策部情報政策課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-2144

北九州市選挙管理委員会告示第1号

令和3年1月31日執行予定の北九州市議会議員一般選挙に用いる投票用紙の様式を、次のように定める。

令和3年1月21日

北九州市選挙管理委員会  
委員長 富増健次

1 一般投票用紙

<p>候補者氏名</p>	<p>令和三年 北九州市議会議員一般選挙投票</p> <p><u>注意</u></p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>
	<p>北九州市 選挙管理 委員会印</p>

備考1 用紙はクリーム色とし、文字は黒色で印刷する。

2 投票用紙に押すべき印は、北九州市選挙管理委員会の印とし、朱色で刷り込むものとする。

## 2 点字投票用紙

<small>こうほしやしめい</small> 候補者氏名	<small>ちゅうい</small> <b>注意</b>	令和三年 （点訳位置） 北九州市議会議員一般選挙投票
	<b>点 字 投 票</b>	
	一 <small>こうほしやしめい</small> 候補者の氏名は、 <small>らんない</small> 欄内に一人書 <small>ひとりか</small> くこと。	
	二 <small>こうほしやものしめい</small> 候補者でない者の氏名は、 <small>か</small> 書かないこと。	
	北九州市 選挙管理 委員会印	

備考1 用紙はクリーム色とし、文字は黒色で印刷する。

2 投票用紙に押すべき印は、北九州市選挙管理委員会の印とし、朱色で刷り込むものとする。

3 点字投票である旨を朱書で印刷するものとし、上記様式の「(点訳位置)」に「しぎ と一ひょ一」と点字するものとする。

北九州市選挙管理委員会告示第2号

令和3年1月31日執行予定の北九州市議会議員一般選挙に用いる仮投票用封筒、不在者投票用外封筒、郵便等による不在者投票用外封筒及び特定国外派遣隊員の不在者投票用封筒に押すべき印は、北九州市選挙管理委員会の印とし、刷込みとする。

令和3年1月21日

北九州市選挙管理委員会  
委員長 富 増 健 次



北九州市選挙管理委員会告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

令和3年1月21日

北九州市選挙管理委員会  
委員長 富増健次

1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

1万5,886人

2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、選挙管理委員（市の選挙管理委員に限る。）又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

19万9,045人

3 地方自治法第80条第1項（議会の議員の解職の請求）及び第86条第1項（選挙管理委員（区選挙管理委員に限る。）の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

門司区 2万7,557人

小倉北区 5万999人

小倉南区 5万8,372人

若松区 2万2,846人

八幡東区 1万8,714人

八幡西区 7万93人

戸畑区 1万6,178人

4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置

協議の投票の請求)に規定する選挙権を有する者の6分の1の数  
13万2,379人